

# 訴 状

平成19年3月27日

札幌地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 前 田 尚 一

〒 [REDACTED]

札幌市 [REDACTED]

原 告 [REDACTED]

〒060-0061

札幌市中央区南1条西11丁目1番地 コンチネンタルビル9階

前田尚一法律事務所（送達場所）

上記原告訴訟代理人弁護士 前 田 尚 一

電 話 011-261-6234

FAX 011-261-6241

〒107-0052

東京都港区赤坂5丁目2番20号

被 告 GEコンシューマー・ファイナンス株式会社

代表者代表取締役 熊 谷 昭 彦

## 不当利得金返還等請求事件

訴訟物の価額	373万7604円
ちょう用印紙額	2万4000円
送達料	4000円

### 第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、金373万7604円及びこれに対する平成18年10月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

### 第2 請求の原因

#### 1 当事者

被告は、貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業法」という。）に基づく貸金業の登録をしている貸金業者であって、一般の消費者である多数の顧客との間で、利息制限法所定の上限利率（以下「法定利率」という。）を超える利息を合意し、反復継続して小口の貸付を行い、顧客から法定利率を超える約定利息（以下「超過利息」という。）を含む元利金の弁済を受ける取引を行っていた。

なお、被告は、GEジャパン・ホールディングス株式会社の子会社であり、米GE（ゼネラル・エレクトリック・カンパニー）の個人向け金融サービス部門で、世界約50カ国で事業をおこなうGEコンシューマー・ファイナンスの日本法人である。

#### 2 取引内容

被告は、遅くとも平成4年10月14日から、原告に対し、利息につき利息制限法所定の上限利率を超過する利率の約定で金銭を貸し渡し、原告はこれを弁済してきた。

### 3 過払金の発生と充当計算

後記4の事情がある本件において、被告が開示した取引履歴を基に、次の点を勘案して、充当計算を行うと、別紙のとおり、過払金が生じており、その金額は243万7604円となる。

(1) 被告が開示した取引・契約の履歴（甲2の2，3）ではもっとも古い取引は平成5年10月4日であるとされているが、後記4(1)ウで述べるとおり、もっとも古い取引とされる取引の内容だけ一見すれば直ちに同日以前から取引がされていたことが明白であるところ、なお原告においてそれが当初といえるか記憶が明確でない面もあるが、遅くとも平成4年10月4日には既に取引があったことは明らかであるが、被告は、平成5年10月4日以前の取引の存否自体について、「『古い取引履歴』を保存してます倉庫内の保存台帳等を鋭意検索し、確認致しましたが、該当する『古い取引履歴』はございませんでした」と弁解し（甲4）、積極的な事実主張をしようとしなないどころか、資料の物理的存在の問題にすり替えて口を噤む態度を取り続けているところであって、平成5年10月4日の時点で借入金が存在しないものと仮定して行う（いわゆるゼロスタート計算）ほかない（近時の裁判例としては、神戸地方裁判所平成18年 第2277号同19年2月16日第6民事部判決 被告について、ゼロスタート計算した事例としては、例えば、広島高裁平成16年 第401号同17年4月6日第3部判決、那覇地裁平成17年 第853号同平成18年2月23日民事第2部判決、東京地裁平成17年 第5364号同年10月25日民事第5部判決、広島地裁平成15年 第2175号同16年8月3日民事第2部判決等がある。）。

(2) 被告は、法定利率を上回る利息を合意した上で原告から超過利息の弁済を受けていたものであるが、被告は、長年、手広く消費者金融業を展開する株式会社であり、当然のことながら、法定利率を上回る利息合意が無効であること、約定利率による計算に従って弁済（超過利息を含む弁済）を受領し続けなければならずは過払金が生じること、この過払金を不当利得として顧客に返還しなければならないことを十分に知っていたものといわざるを得ず、超過利息を保持する法律上の原因がないことにつき、少なくとも悪意であったと推認するのが相当であって、過払金発生の日以降の法定利率を支払う義務がある。

#### 4 被告の不法行為

##### (1) 本件に至る経緯等

ア 原告は、被告を含む2社の貸金業者等に対する債務の弁済に窮したため、平成18年11月9日、当代理人に対し、任意整理を依頼した。

イ 当代理人は、平成18年11月9日付けの「ご通知」と題する書面により、被告に対して、原告の債務整理一切についての代理人となった旨を告げるとともに、被告に対する債務額を確定するために、債権成立の日（当初契約日又は貸付日）及び利息制限法に基づく債務残額の記入を求める所定の債権届のほか、債権証書及び利息制限法に従った弁済充当の計算書の送付を求めた（甲1の1・2）。

ウ 被告は、平成18年11月27日付けで、原告代理人に対して、平成5年10月4日を当初の取引日として取引経過が記載された「顧客取引リスト」と題する取引履歴を開示する書面を送付してきた（甲2の2）が、上記年月日は、原告において確認できる取引日より後のものであった（甲8）。

そこで、原告代理人は、被告に対し、実際の取引開始日からの取引履歴の開示を求めたが（甲3）、「保存しております倉庫内の保存台帳等を鋭意検索し、確認致しましたが、該当する『古い取引履歴』はございません」と弁解し、開示には応じなかった（甲4）。

上記書面（甲2の2）は、当初の取引日とする平成5年10月4日の利用金額が1万0000円とされているにもかかわらず、同日の元金残高が49万7277円と記載されており、一見するだけで直ちに同日以前から取引があることが明らかとなるものである。原告代理人が、この点を指摘して再度取引履歴の開示を書面にてすることを求めたが（甲5）、担当者は電話で折り返し、原告代理人に対し、既に開示した取引以前の履歴は開示できないこと、いずれにしても50万円を超える支払いには任意に応じることができない旨述べた。

エ ところで、被告との間では、別の債務者について、同じく被告が開示する履歴以前の取引の存在が一見して明白な事案において、被告担当者は、長期間何らかの対処すること自体放置した挙げ句、電話で、被告が開示した取引以前の履歴を開示することはできないこと、被告が開示した取引履歴以前に取引があることは全く考慮しないばかりか、被告が開示した範囲だけで計算しても過払額は100万円を超えるにも拘わらず、50万円を超える支払いには任意に応じることができない旨述べた。

そこで、上記案件の担当者に対し、同人が口頭で述べた内容等を確定すべく、異なる点がある場合は指摘することを求めて、「最終要求書」と題する書面をFAX送信したが（甲6の2～4）、何らかの応答さえもしなかった。なお、その後も解答を求めたが（甲6の6、7）、被告は全く黙殺している。

オ そこで、本件の被告担当者に対しては、上記エの別件で送信した書面（甲

6の2～4)を添付して、同担当者が同趣旨の発言をしたものと理解してよいかどうかを確認する書面(甲6の1)をFAX送信したが(甲6の5)、上記エと同様、被告は、原告代理人の求めたあらゆる要請を全く無視する態度を堅持したままである。(甲7の1～3)。

かかる各担当者がする一律定型的な対処は、マニュアル化された対応であり、全社を挙げて実施されている措置であることが容易に推察される。

なお、札幌高裁平成18年 第93号同年12月13日第3民事部決定において、被告は、被告(同事件では相手方)が、かつて「10年経過による自動削除システム」による削除の主張をしていたにもかかわらず、近時「13か月あるいは18か月経過による自動削除システムの主張をしていたこと」は「当裁判所に顕著な事実」と明示し、「かつての相手方の主張との整合性を欠いて」いて「相手方の主張は採用しがたい」と判示するなどして、被告の他の取引履歴が現存しない旨の主張を斥けている(その他、同様に被告の取引履歴が現存しない旨の主張を斥けて、文書提出を命じた例として、名古屋地裁平成18年 第1051号同年2月7日民事第8部決定等がある。)ところ、本件では、より原始的に「倉庫内の保存台帳等」の問題にすり替えるなど、取引履歴開示を拒絶するために縷々被告が考える弁解には、呆れるほかない。

ちなみに、兵庫県弁護士会が運営している「消費者問題判例システム」を用い、「GE」、「レイク」をキーワードとして検索すると、ヒット数は、前者が65件、後者が25件に及ぶ(甲9, 10)。

- (2)ア 過払金の返還に係る紛争において当事者となる貸金業者は、常態として利息制限法所定の制限利息を超える約定で貸付けを繰り返しており、一次的には違法な取引形態を継続して敢行しているものであって、その例外となる貸金業法43条にいう「みなし弁済」が適用されるような措置を実施してい

ることは従来から希である。

そして、貸金業者は、その保存している業務帳簿によって過払いの有無及び金額を把握することができ、且つ、来店か振込か、あるいはどのような書面を交付したか等の個々の取引態様も日常業務の一環として把握しているのであるから、「みなし弁済」が適用される実態をもったものであるかどうかも含め、紛争解決を求める債務者に対応するための、法的評価の対象となる事実関係の確定それ自体は、機械的且つ容易に行うことができ、物理的に必要な一定の時間的猶予さえあれば、債務者との交渉も、一義的定型的に対応できる立場にある。

それにもかかわらず、上記貸金業者が訴訟外における交渉を拒絶する態度は、偶発的に法的トラブルが発生する一般企業、あるいは、例えば損害保険会社のごとく、頻発する同種の法的トラブルへの対応を要する一定の企業が、個々のトラブルがそれぞれ具体的な事案として発生するがゆえに、個々の事案に即した適正、迅速な処理を求めるために、訴訟による解決を求めるよう対応をとる場合があるのとは、質的に全く異なることはいうまでもない。

イ 最高裁判決において、貸金業者には、金銭消費貸借契約の付随義務として、取引履歴を開示する信義則上の義務があることが判示され（最高裁平成17年7月19日第三小法廷判決・民集59巻6号1783頁）、貸金業法43条1項のみなし弁済規定の適用場面がほとんど認められないこととなり（平成18年1月13日第二小法廷判決・民集60巻1号1頁）現在ではなおさら、裁判所の判断を待つまでもなく、貸金業者自らが、取引の合法性・違法性は容易に判断し、一義的に判断できる環境にあるのだから、交渉による解決を頑なに拒絶したり、不当に廉価な和解のみに応じる姿勢を堅持することは、訴え提起に伴う煩雑さを避けるべく債務者あるいは委任を受けた弁護士が訴訟による解決を断念することを企てるものというほかなく、金融監督庁

が、事務ガイドラインの一部改正をしており、みなし弁済をめぐる紛争も含めて、貸金業者と債務者との間の貸付けに関する紛争の発生を未然に防止し又は生じた紛争を速やかに解決することが、法社会において明確に期待されているところであることに照らしても、到底許されるものではない。

したがって、貸金業者は、債務者やその依頼を受けた弁護士が債務の整理への協力を求めたときには、徒に煩雑で面倒な状況に陥らせて正当な請求を断念させようとするのは到底許されず、正当な協力要請に応じたうえ誠実に交渉すべき義務を負うと解するべきであって、同義務を怠って債務者に損害を与えたときは、不法行為責任を負うと解するのが相当である。

ウ 上記アのように一義的には継続反復的に違法行為がなされ、上記イのような判例の判断や金融監督庁の施策の中で、事案の個別性特殊性故に具体的解決をする場面が皆無に等しい現在、それなりに名の知れた大手の貸金業者は、少なくとも過払金額の8割程度であれば和解に応ずるなどの対応をしており、被告のごとく、途中からの取引履歴のみを開示し、それ以前の取引を全く考慮しようとしなければ、一方的に50万円を上限として過払金額の半額前後の金額でなければ訴訟外の和解には応じられないとする対処を敢行する業者は、稀であって、被告の社会的相当性から逸脱する程度は著しいものというほかない。

(3) 上記3のとおり、被告は不当利得返還債務を負担していることに加えて、上記(1)、(2)のとおり、被告の一連の対応は、現在の貸金にかかる環境、推察される被告の意図等に照らしても常軌を逸したものであるというほかなく、そのため、原告は早期適正な債務の整理を行うことができず、多大な精神的苦痛を被ったものであり、被告の対応は、最終的に過払金を返還する際に損害金を付加して支払えば足りる許容範囲を著しく逸脱しているというべきである。

かくして、原告は、上記のような被告の対応の結果、訴えの提起の手続をとることを余儀なくされたものであるが、かかる不当な対応が今後も繰り返されることは到底容認できるものではなく、かつ、一旦訴訟が提起されるや詭弁を弄したり欠席を続けるなどによってことを済ませようとする安易な態度を封ずる必要があることも併せ考慮すると、原告の精神的苦痛を慰謝すべき慰謝料の金額は100万円を下らないというべきである。

(4) 原告は、上記のとおり、訴えの提起の手続をとることを余儀なくされたものであり、そのため弁護士に委任せざるを得ず、そのために要する弁護士費用のうち、30万円は相当因果関係の範囲内の損害として被告が負担すべきものと考えられる。

8 よって、原告は、次のとおりの主たる請求及びこれらに附帯して最終取引日の翌日である平成18年10月14日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を請求する。

- (1) 不当利得金返還請求権に基づき金243万7604円
- (2) 損害賠償請求権（慰謝料分）に基づき金100万円
- (3) 弁護士費用に相当する損害の賠償請求として金30万円

## 証 拠 方 法

甲1の1・2	通知書及び債権届出用紙
甲2の1～3	取引履歴に関する書面
甲3	連絡書

甲4	「『古い取引履歴』確認と不存在のご通知について」と題する書面
甲5	連絡書
甲6の1～7	連絡書等
甲7の1～3	連絡書等
甲8	カードローン契約書
甲9, 10	裁判例一覧

#### 附 属 書 類

1	訴状副本	1通
2	甲1ないし10号証（写し）	各1通
3	資格証明書	1通
4	委任状	1通